

千葉県における無料低額宿泊施設の現状と課題(要点)

- 千葉県に届出のあった宿泊施設は、平成21年12月1日現在で30施設、定員1,330名(政令市・中核市を合わせると50施設)
- 平成16年9月、平成17年4月に悪質な2事業者に対し、社会福祉法に基づく事業停止処分を実施
 - このうち1事業者が、事業停止処分に対して、処分取消しを求める行政訴訟が提起され、第1審は、県の主張を認め、原告の請求を棄却。第2審の原告の控訴も却下された。
- 千葉県では、施設の適正な運営を図るために、平成17年4月に「ガイドライン」の見直しを行い、事業を開始するに当たり事業者に対し、
 - (1) 地元市町村と施設開設前に、施設運営や自立支援の方法などの協議を行うこと。
 - (2) 近隣住民への説明会等を開催し、同意を得ること。
 - (3) 市町村は、「無料低額宿泊事業に関する意見書」を提出すること。等、住民や市町村の意見を反映した事業の開始届を提出するよう改正
- しかし、社会福祉法では、無料低額宿泊事業を第二種社会福祉事業に位置づけ、届出制となっているところから、国の指針や地方公共団体のガイドラインに法的拘束力がなく、強い指導が難しい状況
- 今後、事業者の増加が見込まれ、社会福祉事業としての的確性や利用者のプライバシー・安全性の確保のため、設置基準・運営等の法的整備を行うとともに、開設につき許認可制に改めるようお願いしたい。

- また、昨今のホームレスの増加に伴い、その受入れ施設として無料低額宿泊施設と類似したアパートも増加してきており、不適切な金銭管理の問題が発生している事例もある。
このような施設に届出を指導しても、無料低額宿泊施設の要件が明確でないため、実効性のある指導が困難。要件の明確化をお願いする。
- 平成20年度から、年1回、県内全ての無料低額施設に対し、「ガイドライン」に基づき設備や運営等について立入調査を実施
今年度から事業・収支の透明性を確保する観点から、施設の設備や運営のみならず、収支帳簿等に基づく支出内容についても調査を行うこととし、本年12月から立入調査を始めたところである。
- 各福祉事務所に対し、無料低額宿泊施設への訪問回数を増やし、被保護者や施設管理者と直接会い、生活実態等の把握に努め、不適切な運営等があった場合には、速やかに情報提供するように指導している。
- 平成20年度の立入調査では、25施設で、1040名の方々の施設利用期間は、3年以上が455名、43.8%で1年以上は748人で71.9%を占めており、長期化している。
- そのような中で、居室の床面積が1人当たり3.3㎡以上確保することになっているが、入居期間が長期化する中で良好な住環境とするためには、居室1人当たりの面積基準を変えることが必要
- 各施設の入所者の平均年齢は60才前後であり高齢化が進んでいる。
無料低額宿泊施設は、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」において、居宅生活に移行するための支援等を行う場所と位置づけられているが、居宅生活への移行はなかなか難しい状況にあり、低所得高齢者の生活の場の確保について、公的な支援策が必要
また、入所者の自立支援を進めていくためには、社会福祉士などの資格を持った職員を配置することが必要
- ホームレスに上野公園等で声をかけて千葉の施設に入れ、生活保護法の申請をさせているとの話もあり、入所前に、福祉事務所に生活保護の申請が行われるような仕組みが必要

「主な議題」の各項目における千葉県の考え方

○無料定額宿泊施設に対する法規制について

- ・無料低額宿泊施設の定義の明確化が必要である。

【理由】

現状の社会福祉法上の規定（2条3項8号—生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業）だけでは、届出指導を行っても「うちは無料定額宿泊施設ではない」と主張された場合、それ以上の指導ができず、実質的に無料定額宿泊施設が野放しになってしまう。

- ・設備・運営に係る最低基準の明確化が必要である

【理由】

現状のガイドラインでは強制力がなく、社会福祉施設であり、国民の税金である生活保護費が経営の基盤となっていることも鑑み、事業者に遵守させるべき法令等による最低基準の明確化が必要である。

○事業者に対する新たな規制について

- ・貧困ビジネス化、生活保護費のピンはねを防ぎ、利益目的の不適正事業者の参入を防ぐため、利用者からの徴収金額について一定の歯止めが必要である。

【理由】

利用者の自立、最低生活の保障のためには、生活扶助費の一定額が利用者の手元に残るような仕組みが必要である。

具体的には、たとえば、

食費や光熱水費は実費とする。

施設長、支援員に係る人件費、その他施設運営費は、住宅扶助の範囲内（家主からの賃借料への上積み）で対応（必要に応じ1.3倍の特別基準設定）等の基準を示し、遵守させることが考えられる。

- ・第1回会議の中で元入所者の方から、手配師みたいな方に上野で声をかけられて千葉へ連れて来られたとの話があったが、このような勧誘の取締・規制ができないか。

【理由】

施設や福祉事務所が入所者の自立に努めても、恒常的に他の地域から連れて来られては、施設所在地の実施機関等の負担（財政面・ケースワーク面）が不当に大きくなる。

- ・帳簿や経理に関する挙証資料整備の義務付けと立入調査時における開示義務の明確化

○福祉事務所における取り組みについて

次のような取組が必要

- ・ケースワーク（訪問活動）により、
無料低額宿泊所入所者の処遇状況を把握し、ガイドライン・最低基準等に則っているかの確認
無料低額宿泊所に該当していながら無届けのものがないかを確認、問題を認めた場合には県へ速やかに通報する。

○都道府県、指定都市、中核市本庁における取り組みについて

- ・立入調査経費につき、セーフティネット支援対策等事業費補助金の補助対象としてもらいたい。